

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 2 月 1 9 日（水）①

杉 並 区 議 会

目 次

本会議中の発言等について	3
--------------------	---

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年2月19日（水）				午前11時55分～午後0時29分			
場 所	第3・4委員会室							
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき		
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳		
	理 事	川原口	宏 之	理 事	安 斉	あきら		
	理 事	松 本	みつひろ					
欠 席 理 事	（なし）							
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一		
出席理事者	副 区 長	渡 辺	幸 一	副 区 長	白 垣	学		
	総 務 部 長	山 田	隆 史					
事務局職員	事 務 局 長	森	雅 之	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘		
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 長	武 士	清 亮		
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	橘 川	敦 江		

(午前 11 時 55 分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《本会議中の発言等について》

脇坂理事 本会議中の発言等についてということで、まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 田中ゆうたろう議員の先ほどの質問の最中、机をたたく行為があり、議場が一時騒乱いたしました。そのため、この発言のその行為について、どのように判断したらいいのかということでお集まりいただいた次第でございます。

脇坂理事 また、理事者の方にも今日は御出席をいただいていますけれども、何か一言御発言があるようでしたら、指名いたします。

副区長（渡辺） 貴重なお時間をありがとうございます。私どもとして、当然質疑においては、厳しい御議論というのは、それは甘んじてお受けするところなんですけれども、今回の場合は教育長に対して思い切り机を意図的にたたいて、あれはもう外形的にやっぱり恫喝と見られても仕方がないのかなという事象がございました。だから、それであれば、やっぱりそういったことをされると、やはり品位ある御質問というふうに私どもとして受け取るのがなかなか厳しいので、ちょっとその辺の御議論をまずいただきたいなというふうに思ったところでございます。

脇坂理事 それでは、これより御発言のある方は挙手にてお願いいたします。

矢口理事 確かに机をたたくという行為は騒乱の原因になったところはあるかと思います。それについては、議長のほうからまず正式に注意をされたというふうに認識をしております。その後、「区長」と指名をしたにもかかわらず、理事者がその指名を拒否したというほうが我々は大きな問題なのかなというふうに思っています。なので、机をたたくという行為が騒乱を招いたというところは多分皆さん、そこはそうなのかなと思いますが、そこに関しては議長の注意というところで一旦終わっているというふうな認識であります。むしろ議長の指名に応じないで立たなかった、答弁がなかったところのほうの問題ではあるのかなというふうには思っております。

以上です。

山田理事 私としては、机をたたくという行為自体がパワーハラスメントに当たるものだというふうに考えていまして、私としては暫時休憩というのをそこで叫んだのは、その行為自体がこのまま黙認されていくことは許されないという立場で暫時休憩を叫びました。それについては、このまま議事進行を進めるのはふさわしくないという立場でそれ

を発言したので、そういう立場で、そのハラスメント自体についての話をしていきたいというふうに考えています。

なお、机をたたくという行為は、事務局に聞きたいんですけども、一般的にはハラスメント行為ですね。それを確認したいと思います。

事務局長 いろんなたたき方があるかと思いますが、先ほどの行為は、通常のたたくという行為を超えていたというふうに判断されても仕方ないかなとは感じました。

山田理事 この間、我々も任意でいろんな講演とかを聞いたりもしたんですけども、机をたたくというのはハラスメントという認識は多くの議員が持っていることだと思いますので、あの行為自体が問題であるということを私は取り上げたいというふうに思います。

ひわき理事 私も机をたたくだけではなく、大声を上げていますよね。だから、今、局長からもお話があったと思いますが、明確に相手を威嚇する行為であって、それが区民の目の前で、あるいは配信で、区民だけではなく、大勢の人が見ている中で、区議会の議場の場でそれが行われたということをきちんとやはり重く受け止めなければ、まずはいけないなというふうに思っておりますので、その点について皆さんとここは話をしたいなと、どういう対処が必要かというのは、話をしなければいけないなというふうに重く受け止めております。

川原口理事 机をたたいた行為、たたく行為というのはハラスメントに当たるということとは否めないだろうというふうに思いますし、あのときは大きな音を立てるような形でたたいた。しかも大きな声を上げたということについては、私から見るともう恫喝というような行為に映りました。これについてはやはりそのまま放置しておくわけにはいかないのかなという問題だろうというふうに思っております。

ただ、理事者の方が答弁を拒否したということについては、議長から指名されたにもかかわらず、拒否されたということについても、これはやはり問題があるのかなというふうにも思っておりますので、そこについては、今後どうしていくのかということについて検討していくべきだろうというふうに思います。

以上です。

安斉理事 いろいろ御意見が出ています。机をたたくのはよくないのかなというふうなところはあります。ただ、議事進行は、皆様も各委員会で委員長をやったりとかして、本会議は議長、委員会であれば委員長に任されているわけで、議長から注意があつて、議長はそういう判断でしっかりと議事整理に当たったんだというふうに私は思っています。そこについて他の人間が何だという話になっちゃうと、議長の議事整理権まで奪いかね

ない話になるので、そこはちょっと私は筋的に、幾らハラスメント云々と言ったとしても、議長がそういうふうに一度決めたことに対して何か言うというのは、ちょっとどうなのかなというのは少し思いました。今もう議会を止めちゃっているんですけども、最終的に何をしたいのかということなんですよね。だから、議員に対する懲罰とかいろいろ決め事を、私も細かく今この場では分かりませんが、どこまで求めるかという話ですから、議長の議事整理権に基づいて議長は注意していますから、それで収めるのか、いや、それでは済まないんだという話になれば、具体的にどういうことをやるんだという話を詰めないと、これは延々と先に進まないで、そこがポイントなのかなというふうに思っています。

それとあと、これは議事整理権の話に戻るんですけども、議長が指名しているのに、理事者からできないというのは、これは明らかに答弁拒否であって、今まで私も、議会で長いほうになりましたけれども、こんなのは初めての話なので、やっぱりきちっと答弁をした後に、議長に対して抗議をするとかいう話なんじゃないかなと思います。それができないとなっちゃうと、議事整理権で何なのという話になるので、その部分については、理事者の方はどういう意図でそういうことをやったか分からないですけども、非常に重く受け止めていただきたいのと、ある意味議会軽視なのかなというふうに私は思います。

以上です。

松本（み）理事 これまでに各理事が発言されてきたことの継ぎはぎみたいな話になってしまうかもしれないんですけども、まず議長の議事整理権に対して、失礼なことを申し上げるかもしれないんですけども、起きた事象に対して注意で済ませるということでは、今回の件に関してはちょっと賄い切れないんじゃないかというような認識を持っています。机をたたくというあの行為に関しては、私が学んできた範囲では、これはパワハラに該当する蓋然性が高いことだと思いますので、また、この議会中、これは私の行動で皆様にも御迷惑をおかけしましたけれども、中継画面に何が映るかということに関して、私たちも考えをアップデートしていこうとしている中であって、机をたたく行為というのは中継画面にしっかり映ってしまっていると思われることに関しては、やはり一定の対応が必要なのではないかということを考えている状況です。

他方、今も多くの理事から指摘がありましたけれども、議長が答弁者を指名したにもかかわらず、答弁に立たれないということに関しては問題意識を同じくしている部分がありますので、そういった面では、進行上の課題というのは、机をたたくという行為に限らなかったというのが一連の状況だったというふうに認識をしているところです。

以上です。

脇坂理事 ではまず、この理事会が閉会した後の再開についてですけれども、各理事からの指摘もありましたように、答弁を拒否するということに対しては、やはり議長の権限に対してどういう理由でもって、どういう理屈でもってというところが非常に説明も難しいところがあるかと思しますので、本会議再開後には改めて答弁にはしっかりと立っていただくということをお願いしたいと思いますが、その点についてもよろしいでしょうか。

副区長（渡辺） 御意見ありがとうございます。しっかり重く受け止めたいと思います。私どもとしては、答弁を拒否したというつもりではなくて、答弁するに先立ちまして、やはりあのような質問の内容、あるいは態度が、私どもとしても真摯に御答弁するときに、かなり制約というか、足かせになってしまいますので、まずその辺の整理をやはりしていただければなという思いで、答弁に先立って御相談、局長にちょっと休憩できないかというふうに私は申し上げたつもりなので、決して議長の議事整理権を侵害するというつもりは毛頭ないということだけは申し上げておきたいと思います。再開の場合は、当然、議長の御指示に従いますので、それだけ申し上げます。

脇坂理事 まず、先ほど2つの話が1つになってしまっていたので、こちらのほうは一団、まとまったということによろしいかと思えますけれども、先ほど安斉理事もお話をしていましたけれども、先ほどは田中議員が、つまるところどなたに対してハラスメントをしたのか、それとも議会基本条例の中にある議会の品位をおとしめたということに対して問題になっているのか。といいますのも、結局、教育委員会の教育長が当事者なのか、どなたなのかははっきり分かりませんが、今御出席をされている理事者に対してのハラスメントという認識は誰も持っていないというふうに思いますので、そういった中で、今我々この理事会の中で、何をどこまで話し合うべきなのかといったところは、当事者から何も声が上がっていない中で、どこまで私たちが話をしていいのかというところはあると思うんですけれども、そういったことも含めて、また御意見等があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

矢口理事 私も聞いていまして、昨日、おとといかな、教育委員会の度重なる不祥事がまた起きたというところで、我々議員だけでなく、区民の皆様には大きな失望があると思います。その中で的一般質問で、田中ゆうたろう議員の発言であり、壇上でどうしても気分が高揚してしまった部分があったところの行動なのかなと。それがいいか悪いかは置いておいてですよ。ちょっとこれは立ち話レベルですけれども、過去にも議場でドンとたたくと、もしくは委員会の場でたたくというようなことがあったと思いますが、

そのときはどういうふうな対応をされていたのかというところが1つ。

あとは、誰に対してのハラスメントかというところはありますけれども、そこは議長が即座に注意をして、もうそこは収めたというふうに思いますが、そこは本当に見事な判断だったなと思います。そこに対するもので、さらにまだそこがハラスメントだというんだったら、ちょっとそこはやっぱり、先ほど来から話が出ていますけれども、議長の議事整理権に関しての反発、反論になってくるのかなというふうに思いますが、まず、過去、そういうことがあったときにどのような対応をしたのか、もし分かればお知らせください。

事務局次長 皆さん記憶にあるとは思いますが、それが行われてこのような理事会を開いて、何かそのときに議論になったということは、記憶の範囲ですけれども、委員会、本会議を含めて、なかったのではないかなというふうに思っております。

矢口理事 今回初めてというわけではない、過去もあった。今回、言っている方とか、内容とか、語気の強み、弱みというのはあるのかもしれませんが、過去同じようなことがあって、特に何もなかった。今回あって、今回議長が注意したということであれば、議長の注意というところで、一旦そこはもう終わっている話なんじゃないのかなというふうに思います。もちろん心象的な問題は、いろいろ人によっては違いますけれども。

あともう一点付け加えて言うならば、ハラスメントという意味では、我々自民党側の席ですけれども、傍聴席からずっとカメラを向けられているわけです。議会が進行しているときであれば、まだしょうがないのかな、しょうがないというのもあるかもしれませんが、終わった後も撮られている、休憩中も、これは我々にとっては盗撮をされている以外の何物でもないわけで、申し訳ないですけれども、ハラスメントに当たるんじゃないのかなというふうには思いますけれども、それに対しての見解はどうでしょうか。

事務局次長 現状のルールの中では、撮影、録音とかをすることについては申請が出ていますけれども、休憩中、撮られるかどうかという取り決めまでは、現状はないような状況だと思います。

矢口理事 でも、我々的にはそこは不快なわけですよ、盗撮されているわけですから。それをあえて今まで言いませんでしたけれども、もうこういうのもハラスメントだというんだったら、全部そういうのもハラスメントになってきますし、今回、ちょっと話を戻しますけれども、ある意味、今までバンと机をたたくようなことに対して、特に問題があったかどうか分からない。特に議会側としての正式な対応をしていなかったというところはあった。今回はそれに対して議長が注意をしたということであるのであれば、こ

こはここまででいいんじゃないのかなというふうには思います。

以上です。

山田理事 ハラスメントとかの定義とかいろいろ広げていくと、いろいろ検討しなければいけないことはたくさんあると思うんですけども、私はやはり田中ゆうたろうさんが、理事者が答弁するに当たっての恫喝であったり、ハラスメントと、いろんな会派の人が言っていましたけれども、そういう行為をしてしまったことのみをまず話し合ったほうがいいのかというふうに思うんです。いろんな課題については、確かにそれに付随していろんなことが起きましたけれども、まずはそこについて何らかの対処をしないことには、例えばあれを受けて、理事者側が平常な感覚で答弁できるのかといったら、なかなかそれ自体も難しいかもしれませんし、そういうのを理事者が声を上げなかったからとか、そういうのを待つのではなくて、杉並区議会として、議会の品位ある対応としてどういう対応を求められているのかということ考えたほうがいいのかと思っています。その点で、やはり恫喝だったら、明確なハラスメントだと私は思っていますけれども、そういう行為の1点についてどうするのかというのをまず判断したほうが良いと思います。

それについては、議長がああいった形で注意を1回してくれたと思うんですけども、これまでも議長が注意をしたというケースは、実は何度もあったと思うんです。ただ、それについては改善がされていたとは言えない状況だと思いますので、例えば田中ゆうたろうさん本人が机をたたいてしまったということを、この後の再開したところで謝罪をするとか、そういった意思があるのかどうかということも少し考える余地があるのかなというふうには思います。

以上です。

脇坂理事 今の山田理事の御発言について、御意見があれば。

安斉理事 だから、さっき私が言ったのは、注意で済まないという話になると、どこまでやるんですかと。具体的に言ってくれないと分からないし、だから、いろいろあるでしょう、処罰というか、今私はよく分からないけれども、それをやるか、やらないかを決めるしかないし、その場合は多数決でやるのかな、どうなのかな、ちょっとそれが分からない。でないと、堂々巡りの話をずっとすることになりますよ。多分、私は思っているのは、議長として裁きをして、あそこで注意をしたから、それでよしとしないのであれば、どこまでやるんだと。私は正直な話、議長として裁きをして、議事整理権の中でやったので、それは尊重すべきですから、従いますよ。ただ、そうじゃないというのであれば、議長の裁きに問題があったということを呈するわけですから、そういうことも

含めてどうなのか、どこまでやるのかというのを言ってもらわないと、ただ、抽象的に許せないんだ、許せないんだと言われても、それは判断のしようもないし、具体的に言っていたきたいです。注意が駄目だということなのか、そこはどうなのかな。ちょっとそれを聞きたいね。

脇坂理事 それでは、理事者の方は御退席いただいても結構です。

副区長（渡辺） 今、御議論を伺ってしまして、本当にありがとうございます。私どもとしては、今、議長の議事整理権の下でという御指摘はごもつともございまして、ただ、それに反して答弁拒否をしたというつもりがないということだけは申し上げておきたいと思います。ちょっとインターバルを置いていただいて、整理をしていただきたいなということで事務局長に申し上げたつもりでした。その上で、これ以上この問題で皆様に、議会が空転して御迷惑をかけるのは大変申し訳ないので、私どもとしては、もし再開していただけるならば、すぐ答弁させていただいて、進行させていただければという、私どもの気持ちだけはちょっとお伝えしておきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局長 誤解がないようにお伝えしたいと思いますが、私が議長に対して暫時休憩が好ましいと思って御助言申し上げたのは、議場内で混乱が生じている状況が見て取れたので、そう申し上げたのであって、特に理事者側の発言が得られないということを前提にお話ししたつもりではないということだけはお伝えしておきたいと思います。答弁拒否だからという理由ではなくてということをお願いしているということです。

脇坂理事 では、この件はよろしいですか。――では、理事者の方は御退席いただいて結構です。

それと、今の状況ですけれども、なかなか今、話の議論が前に進んでいないような状況の中で、こういった形であれば本会議を再開できるのかと、理事者はもう答弁はするというふうに言いましたので、あとはここで理事会の協議が一定程度、方向性だけでもまとまれば、昼をまたぐことにはなるかもしれませんが、再開できるのかなというふうに考えていますけれども、そこら辺に対してのもし御意見が……。やっぱり今日も中日ということで、日程はこの後も詰まっていますし、採決も予定されているような状況だということは、皆さんも御理解いただきたいと思います。

安斉理事 前に進めなきゃいけないというのは事実であって、それは我々も無駄に時間を浪費するわけにいかないと、やっぱりできれば日程にのせていって、その日程を粛々こなしていくというふうに思ったんですけれども、今理事会のメンバーだけでこれを議論していて、もしこれを注意で収まらなくなっちゃうと、私もここでそれでいいとか悪いとか言えないので、持ち帰りになっちゃうと思うんですよ。多分この議論は、正直な話、

かなりデリケートな話なので、やっぱりそれは議論して、何かやるのであれば議論しなきゃいけないので、このメンバーじゃ多分収まらないので、それぞれ各会派に持ち帰ってもらったりしないと、この7人だけじゃちょっとできないと思うので、だから、そこですよね。だから、今、議事整理の中で議長がやったんだ、それをもうそれでという話にするのか、それとももっと突き詰めたい、突き詰めるのかというのをここでまず決めるしかないですね。

おおつき副議長 過去にもこういう机をたたくという形でない形で、議会の品位を本会議で汚したのではないかということはありませんでした。そのときは、その場でというよりは、その後に改めてそのことをもう一度皆さんで議論をして、その上で最後、議会で採決をしたという事例がありましたので、先ほど安斉理事からも、この場だけではというのもあるでしょうし、一旦会派に持ち帰っていただいて、できれば、この後の田中ゆうたろう議員への答弁を含めて、本日の予定はやれるところまでは進めた上で、まだ1定は続いておりますから、皆さんの日程を合わせて、もう一度会派の声も聞いた上で議論をしていただければとは思いますが、いかがでしょうか。

脇坂理事 今、副議長からもそういった形で、午後から再開できるような御提案をいただきましたけれども。

ひわき理事 今、副議長からお話があったとおり、会派にもどういう意見があるかというのは、私も持ち帰ってみないと分からない部分はあるんですが、あと議会を進めなければいけないという日程上の課題もあるというのは重々承知しているので、そういう手順を踏むということ自体はありだろうなと思っているんですが、その前にちょっと事務局にお聞きしたいのは、先ほど副議長のお話があったような、持ち帰ってどういう形が出たのか、懲罰など今までどういう事例があったのかということについて、参考までに教えていただきたいなと思います。

議事係長 懲罰については自治法上規定はありますが、杉並区議会では、私が知っている範囲では、例はないかなと思います。皆様御存じかと思いますが、議会での言動について警告決議というのがあったことは例としてございます。

以上です。

ひわき理事 分かりました。懲罰というよりは警告という形で、議運で出したという形になるかな。

脇坂理事 それは違います。やり方は違うという認識なので、正確に聞きたかったら、事務局に確認してください。

議事係長 警告決議の例でいいますと、議会運営委員会で多数決な形で出されたという経

緯は記録で確認できます。全会一致ではありませんでした。

ひわき理事 分かりました。

山田理事 我々も安斉さんが言われたとおり、一度持ち帰って考えたいという時間的余裕が欲しいんですけども、そのために、副議長が言われたとおり、この後、田中ゆうたろうさんの後も質問者がずらずらいますので、その人たちのことも考えたら、再開を急ぐということは当然大事なことだと思うんです。ただ、この対応というのについて、例えば口頭注意が議長から発せられて、その後、田中ゆうたろうさんがどういう動きをするかも分からないし、その後、あの行為自体を受けて我々がどう対応するのかということについては、なるべく早く結論を出したほうがいいと思うんです。例えば懲罰動議を出すにしても期限がたしかあると思いますので、もし先ほどひわきさんが言われたように、懲罰動議を出すということについても、たしか期限がありましたよね。だから、そういう期限も考えると、なるべくこの理事会での話し合いというのは、早めに関係していただければありがたいなというのがあります。私としても、ああいう行為に対しては、なるべくこの交渉会派が全体として対処するというような枠組みは大事にしたいということは考えていますので、まずは理事会で話し合いをして、その後どういうふうに対応するかを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

安斉理事 ちょっと議長に問いたいんですけども、今もめていますね。いろいろと意見があるんですけども、議長は、議長の議事整理権の中で田中ゆうたろうさんに注意をしたということは、私は覚えていて、みんなそういうふうに思っているんですけども、議長からすると、注意でいいんだというふうに御判断されたということによろしいですよ。

井口（か）議長 あその場では2回注意しました。初めはマイクが入っていなかったの、こういう形で、本人に聞こえたかは分かりません、わざわざしていましたから。きちんと注意しなきゃいけないという形でマイクを使って、最後、質問する権利もあるから、それは認めなきゃいけないので、質問が終わったら、きちんと注意しようと思って御注意申し上げました。私はあの場であのことしかできませんでした。事務局からは何も言ってこないの、区長がひよっとしたらびしっと答弁なさるのかと思ったから、私は、区長と指名しただけです。

安斉理事 ちょっと確認したいのは、議長の意図もちょっと確認しておかないと。議長としてはその議事整理の中で、今の御答弁ということで確認させていただきましたので、ちょっと議長の意図をもう一度確認したかった。会派に持ち帰るのであれば、その辺の

話も分からないとよくないと思いましたので、確認させて……。

井口（か）議長 あとは個人的にお話ししようとは思っています。

脇坂理事 それでは、この後、一度昼休憩の形で、そのまま再開するという事で、時間はまた改めて——今確定させましょうか。先に本会議の再開時間を決めたいと思いますけれども、1時30分でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 1点だけ。傍聴人の方が相当数いらっしゃったので、再開の冒頭に何らかのコメントを、理事会も開くということをお伝えはしてありますので、何らかのコメントをするのかしないのかというところだけはちょっと確認を取らせていただきたいなと思ったんですが。黙ってこのまま普通に再開する。皆さんは……。

山田理事 それはやはり改めて議長からの口頭注意をもう1回入れていただいたほうがいいかなというのと、この後の対応については理事会で改めて協議をするということも何らかの形で発信をしないといけないのかなというふうに思います。事実としてそういうふうになっているわけで。

事務局長 そういうことでよろしいでしょうか。

脇坂理事 皆さんの合意が取れれば。

安斉理事 今、冒頭の話というのは分かりますけれども、そういう判断でもいいのかなと思います。

それと、この問題は先ほどいついつまでというような話もされていたので、だから、今日、本会議が終わった後に、全員残して、また理事会を継続してやるのか、どうするのか、それを決めておかないと、ずるずるいつてしまうので、やるならとことん今日全員残してやったほうがいいんじゃないですかね。だから、我々だけじゃなくて、48人全員残ってもらって、話がつくまでやったほうがいいんじゃないですか。私はそう思いますけれども。

脇坂理事 速やかに議論を続けていかなければいけないというのは、私もその認識ですし……。

安斉理事 終わった後、それを昼に言わないと思ったので。

脇坂理事 その点については、とはいっても、団会議に一度皆さん持ち帰るということも言っている中で、会派の中にこの議論を持ち帰って意見を聞いている時間がない状況ですので、すぐに理事会を開くのがいいかどうかというのはどうしたものかなというふうには感じていたんですけれども。

安斉理事 だから、そこも含めて今決めないと、多分うやむやになってもよくないし、こ

れだけ議会を止めてやっている話で、追って理事会の話を報告しますというような話を傍聴者の方にするのであれば、やっぱりいつそれは出てくるんだと聞かれたときに、多分議員に聞かれるパターンもあれば、事務局に聞かれるパターンもあると思うんですよね。だから、今日昼間のときに、終わった後やるからさという話をするのかしないのか、また後日でいいのかどうなのか、そこだけは決めておかないとよくないのかと思ったので。

おおつき副議長 今、安斉理事のほうからお話がありましたが、事務局にちょっと確認をしますけれども、この後、本日中に何をしなきゃいけないのか、もしくはそれは1定の会期中でいいのか、いろんな対応によって、誤差も状況も違うんだと思いますが、本日中にやらなきゃいけないのか、であれば、先ほど安斉理事のおっしゃるようないろんなことを決めなきゃいけないですし、もしそこがまだ整理されていないのであれば、この後の質問予定の後にも、当初は1回か2回休憩が入りますから、そこでちゃんとアナウンスしてもいいし、不確定なこと、曖昧なことを言うと、多くの人に関係していますから、そこはちょっと整理をしていただきたいと思いますと思っているんですが、いかがですか。

事務局次長 本日は、予特の委員長、副委員長の互選もありますので、その後、総合計画修正の御説明もありますので、できれば本日中にそのスケジュールまでは終わらせていただければと考えています。

おおつき副議長 伺いたかったのは、今回のこの件について、もし共産党さんからのお声で、田中議員への何かしらの対応をしなきゃいけないのを今日中にしないと間に合わないのか、後日でも、もしくは1定中でもいいのか、その確認をさせてください。

事務局長 今の御質問にはちょっと先走ったお答えになってしまうかもしれませんが、懲罰等の判断をしていくということであれば、日程の制限が加わってくるということ……。

脇坂理事 それはいつまでということになりますでしょうか。

事務局長 今日中ということではなくて、今ちょっと調べております。

事務局次長 今日を含めて3日以内になります。

脇坂理事 それでは、今日、中日ということで、全員集まるのもいろいろ日程的に厳しいことも考えますと、中日終了後に理事会を開催するということで、皆さんお時間をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午後 0時29分 閉会)